|  |  |
| --- | --- |
| 令和４年（ワ）第６６６６６号 | ver1.0 （別紙） |
| 原告　甲野太郎、甲野夏子、丙野秋子 | 最終更新日：R4.10.1最終更新者：原告ら代理人 |
| 被告　乙山二郎 |

**主張一覧表**

（★は当事者による求釈明、●は裁判所による釈明）

1. 事案の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原告らの主張 | 証拠 | 被告の認否・主張 |
| 事故の概要（以下「本件事故」という。） |
| * 1. 日時・場所

　令和３年４月１日　午後３時００分頃　大阪市北区西天満○丁目○番○号先路上（以下「本件事故現場」という。） | 甲１ | 認める。 |
| * 1. 関係車両等（原告側）

　車種等 原動機付自転車　登録番号 大阪市○○○○○（以下「原告車」という。）　運転者 亡甲野春子（以下「訴外春子」という。）　同乗者 なし　所有者等 原告車の所有者は訴外春子である。 | ①～③は甲１ | ①～④は認め、⑤は不知。 |
| * 1. 関係車両等（被告側）

　車種等 普通乗用自動車　登録番号 なにわ△△△△△（以下「被告車」という。）　運転者 被告　所有者等 被告車の所有者は被告である。 | ①～③は甲１ | 認める。 |
| * 1. 事故の類型 側面衝突
 | 甲１ | 認める。 |
| 責任原因（※被告が複数の場合は、被告ごとに根拠条文を記載してください。） |
| [x] 民法７０９条 | 被告の過失の内容は、第２の「事故態様、過失等に関する主張」の「原告らの主張」欄のとおりである。 |  | 争う。 |
| [ ] 民法７１５条 | 被告○○は、被告△△の被用者であり、本件事故は被告△△の事業の執行中に生じた。 |  |  |
| [x] 自賠法３条(人損について) | 被告は、自己のために自動車を運行の用に供する者である。 |  | 認める。 |
| [x] 民法７１１条 | 訴外春子と原告らの関係は、下記「死亡結果及び相続」の「原告らの主張」欄のとおりである。 |  | 争う。 |
| [ ] その他 |  |  |  |
| 死亡結果及び相続 |
| １　死亡結果下記①の者は、本件事故により、下記②の傷害を負い、下記③の日に死亡した。　①　死亡者　　　訴外春子（昭和２８年６月１日生、事故時６７歳）②　傷病名及び治療経過の概要　　　外傷性くも膜下出血（甲○、診断書）。治療経過の概要は、別紙治療関係費計算表のとおりである。③　死亡日　　　令和３年４月２日（死亡時６７歳）（甲○、死亡届） | 甲○ | 認める。 |
| ２　相続等訴外春子と原告らの関係及び相続分は、次のとおりである（甲○、戸籍謄本）。①原告太郎：配偶者、２分の１②原告夏子：子、２分の１③原告秋子：妹、なし | 甲○ | 認める。 |

1. 事故態様、過失等に関する主張

|  |  |
| --- | --- |
| 原告らの主張 | 被告の認否・主張 |
| 事故態様に関する主張 |
| * 1. 事故態様について
		1. 原告車は、本件事故現場の信号機により交通整理の行われている交差点（以下「本件交差点」という。）に青信号で進入し、交差点中央付近で右折待ちをしていた。

⑵　その後、対面信号機が右折の青色矢印信号となったため、原告車は右折を開始したところ、被告車が対向車線から赤信号を無視して直進し、原告車に衝突した（甲○、実況見分調書）。 | １　認否⑴は認める。⑵のうち、原告車が右折を開始したこと、被告車が対向車線から直進し、原告車に衝突したことは認め、その余は否認する。原告車の右折時における対面信号は、右折の青色矢印ではなく、黄信号であった。また、被告車の対面信号は、赤信号ではなく、黄信号であった（乙○、防犯カメラの映像）。 |
| * 1. 被告の認否に対する反論

被告は、本件事故直後に実施された実況見分において、対面信号機が赤色の状態で本件交差点に進入した旨の指示説明をしている（甲○、実況見分調書）。本件交差点の信号機に関する信号サイクル表（甲○）によれば、被告車の対面信号機が赤色の時、原告車の対面信号機は、５秒間青色矢印となっている。　以上より、被告の主張は理由がない。 | ２　原告らの主張に対する反論（略） |
| * 1. 被告の主張２に対する反論

　　　（略） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 原告らの主張 | 被告の認否・主張 |
| 過失及び過失相殺等に関する主張 |
| * 1. 被告の過失について

被告車は、信号機の表示に従って、本件交差点に進入すべきであったにもかかわらず、赤信号で本件交差点に進入しており、本件事故は、被告の一方的な過失により発生した。 | １　原告らの主張１について争う。被告は赤信号で本件交差点に進入していない。 |
| * 1. 過失相殺について

事故態様は上記のとおりであり、別冊判タ３８号の【１８８】によれば、訴外春子に過失はないから、過失相殺をすべきではない。 | ２　過失相殺について訴外春子は、対面信号が黄信号であったにもかかわらず、対向車線を走行する被告車の動静を注視せず、被告車が本件交差点に進入しないと軽信して、右折を開始した過失がある。別冊判タ３８号の【１７８】によれば、訴外春子には少なくとも２５％の過失がある。 |

1. 損害に関する主張

|  |  |
| --- | --- |
| 原告らの主張 | 被告の認否・主張 |
| 別紙損害額一覧表の「原告ら主張額」及び「原告らの主張の要旨」欄のとおりである。 | 別紙損害額一覧表の「被告の認否及び主張の要旨」欄のとおりである。 |
| * 1. 逸失利益（家事）について

訴外春子は、本件事故当時、配偶者である原告太郎と同居し、家事に従事していた。したがって、訴外春子の基礎収入は、令和２年賃金センサス女性全年齢学歴計の平均賃金３８１万９２００円である。 | １　逸失利益（家事）について否認する。原告太郎は、本件事故当時は無職であり、自身の身の回りのことは自身ですることができたため、訴外春子は他人のための家事に従事していたとはいえず、家事労働に係る逸失利益はない。★訴外春子の家事労働の具体的な内容を明らかにされたい。 |
| １　原告秋子の固有の慰謝料について原告秋子と訴外春子は非常に仲が良い姉妹であり、原告秋子は訴外春子の自宅付近に居住して、頻繁に連絡を取り合っていた。原告秋子は、本件事故により訴外春子を突如失い、多大な精神的苦痛を被っており、その苦痛を慰藉するための金額は２００万円を下らない。 | １　原告秋子の固有の慰謝料について　否認する。原告秋子は、訴外春子の妹であり、民法７１１条の定める者に該当しない。また、原告秋子は、訴外春子と同居していたわけではなく、同人らの間に深い交流があったことも明らかではないため、原告秋子には固有の慰謝料は生じていない。 |
|  |  |

1. その他の主張

|  |  |
| --- | --- |
| 原告らの主張 | 被告の認否・主張 |
| * 1.
 |  |